

第7回「愛知県の新しい都市計画の枠組み構築に関する委員会」 会議録

開催日時：平成20年1月7日（月） 午前9時半から午前11時半まで

開催場所：ルブラ王山 2階 「飛翔」

出席者：（学識委員）

奥野委員長、海津委員、片木委員、後藤委員、清水委員、竹谷委員、林委員、
山本委員（8人）

（行政委員）

田宮委員、片山委員、市川委員（代理：渡辺氏）、石原委員、相徳委員（代理：
高田氏）、森委員（代理：植家氏）、浅田委員（代理：小野木氏）、榊原委員、
安井委員（代理：高橋氏）、須山委員（10人）

（事務局）

小林技監、宇納都市計画課主幹をはじめ関係職員

（庁内検討会関係者）（11人）

（市町村関係者）（19人）

（傍聴人）（7人）

（報道関係者）（1人）

<文責事務局>

1. 開会

2. 議事

（議題）

- ・都市計画区域マスタープラン骨子について
- ・土地利用計画について

3. その他

4. 閉会

【主な発言要旨】（順不同）

◆都市計画区域マスタープラン骨子について

- ・今後の市街地規模を絞り込むためには、人口フレーム算定フローに目標年次におけるCO₂削減率や財政の圧縮係数を指標として加味すべきである。市街地拡大により全体の生活の質がどれくらい下がるかを考える必要がある。
- ・主要用途の配置の方針に関しては、鉄道駅周辺を意識すべきである。駅の周辺とそれ以外、あるいは駅からの距離などを意識した表現を中心に記述しておく必要がある。
- ・市街地における建築物の密度については、建ぺい率・容積率だけではなくて、建築物の敷地の中における建て方を問題にしないといけない。その具体的な指標として、視距や風の道、水と緑のネットワーク、避難経路が確保できるような建て方を都市計画レベルの中に取り入れてほしい。
- ・鉄道駅を中心に都市機能を集積させるという考え方は全国でも新しいと思われる。昔は鉄道駅を中心に役場や病院などの生活支援機能が立地し、その周りに住宅を構えていたが、それが今は四方八方に分散している。
- ・資源制約、環境制約、食料制約を念頭においた暮らしやすい都市を考え、農振農用地が含まれる白地（市街化調整区域）の位置付けを農業サイドから行くと、調整が図りやすいのではないか。特に、農業について「食料自給率」や「地産地消」という2点を考えることは、安全・安心な地域社会づくりの要素となると思われる。
- ・高齢化社会を見通した中で、のどかさあるいはセラピーといった機能をもつ農業的機能を積極的に都市住民が暮らしの中で活かしていくことにより、都市における暮らしやすさをイメージできるようにすることが重要である。
- ・農業の活用の仕方が画一的になっていると思われる。食文化を観光として活かすことや

地域で散策路ルートを設けていくことなどが考えられるのではないかと。また、2地区居住などに配慮して整備を図っていくことが都市計画の中に求められるのではないかと。都市住民が農業を積極的に自らの暮らしの中に取り込むことが今後の展望として重要であると思う。

- ・商業フレームについては設定しなくてよいのか。市街化区域内で商業機能が収容できるという前提でよいのか。
- ・住居系や商業系の必要な用地が張り付くとそこに人口が引っ張られていくというのが昔のローリーモデル的な考え方であるが、フレームを想定した後で、収束計算、修正計算が必要にならないのか。検討していただきたい。
- ・昨年の本委員会でも議論になったが、都市計画区域の分割と水・緑の分割が食い違っており、これを、都市計画区域内あるいは都市計画区域間相互でどう調整していくのかが、今後の大きな課題となる。
- ・広域交流軸と自然的環境インフラネットワークは相反しており、今後建設が予定されている高速道路網が水と緑の軸を分断していく可能性もあるので、その調整も重要となる。
- ・各都市計画区域の都市構造図において、水と緑のネットワークをどうしていくかの具体像が見えてこない。自然的環境インフラネットワーク側から都市を見るという視点で本資料を読み直すことが肝要だと思う。
- ・災害防止の観点からいわゆる水災害のことが挙げられているが、地震災害なども踏まえ、市街地内における防災についても考えるべきである。防災に関する拠点とまではいなくても、広域の空間の整備や密集市街地解消の視点を取り入れたほうが良いと思われる。
- ・都市計画区域ごとの目指すべき将来像の内容が、説明資料と本冊子の資料で食い違っていると思われる。

- ・本マスタープランは都市計画として見ているから、農村集落について何も記述がなされていないと思われるが、たとえば海部地域などは人口の定住化などを踏まえ、農業と農村集落について、もう少し丁寧な記述がほしい。
- ・自然的環境に関する都市計画の決定等の方針においては、具体的な記述をしてほしい。
- ・人口フレームの算出においては、区域ごとの高齢化率の見通しを踏まえているのか。また、外国人の居住者については、どのように組み込んで想定しているのか。
- ・尾張南部以外の区域での医療・福祉に関する目標は、どのようになっているのか。
- ・尾張中部の基本理念の「国際的な都市機能」とはどのようなものか。狭い意味合いで用いられてしまう懸念を感じる。また、「環伊勢湾地域の中核都市づくり」では範囲が狭いと考えられ、さらに広域な中部圏を見据えた中核都市づくりが望ましいと思われる。
- ・目指すべき将来像に「環境共生」についてのキーワードを入れていただきたい。また、特に尾張中部の区域においては、都市的環境負荷の低減についても触れてほしい。
- ・人口フレームの算出において、単に人口が増加するから新市街地を拡大するという考え方は好ましくないのではないか。今後人口が減少することを見据えて、少し工夫をする必要があると思う。
- ・工業フレームの設定において、敷地当たり出荷額を用いているが、産業構造が変化していくなかでは現状のままではないと思われるので、それに対して工夫があれば教えてほしい。
- ・土地の高度利用に関する方針において、中高層共同住宅の誘導は駅前広場周辺に限定せず、鉄軌道駅の周辺というようにしたほうが良いと思われる。
- ・鉄道駅に関しても、地域中心性を有しているところと有していないところがある。さら

に、鉄道自体がなくなった地域もある。県下の市町村はそれぞれ事情が異なっており、一つのものさしでは測れないと考えられる。そのため、それぞれの市町村の事情を考慮した都市計画区域マスタープランとしてほしい。

- ・各市町村でそれぞれ事情が異なっており、画一的にまちづくりを行うことには支障があると思われるので、配慮していただきたい。
- ・自然的環境インフラネットワークは、自然環境課において検討を行っている生態系ネットワークと近い考え方だと思われる。生態系ネットワークは人と自然との共生を図るものとしており、都市計画区域マスタープランの中の自然環境の保全に関する方針において中心に据えることができたらと考えている。
- ・尾張中部の基本理念は難しいが、日本語としてはこれでよいのではないか。また、「環伊勢湾地域」という言葉はこの地域の風土を踏まえた、特徴を持った中枢都市という意味だと理解できる。
- ・愛知県はアジア・世界に向けて日本を牽引していかないといけない。また、国土形成計画の地域計画においても中部圏が先頭を走っており、この地域は日本のリーダーシップをとっていくべきであると考えられる。
- ・ものづくりという言葉は便利だが、30年前とは中身が変わってきているので、どう理解したらよいのか難しくなっている。それぞれが勝手に理解し、その意味合いが幅広くなっているため、何も意味しないということにもなりかねない。
- ・かつては鉄道駅を中心としたコンパクトなまちがあったが、それが自動車の普及とともに拡散していった。そのため私は生活支援機能を集約したまちがつかれないかと問題意識を持っており、その中心として鉄道駅を再度据えるべきと考えている。

◆土地利用計画について

- ・市街化区域への編入に関する規模の妥当性の中で 50ha や 20ha という基準が記されているが、これらの根拠はあるのか。
- ・市街化調整区域への編入は相当辛い作業と思われるが、実際に行っている、あるいは今後行っていくのか。「長期にわたり未整備である」という判断が非常に難しい問題ではないかと思われる。
- ・実際の用途地域では幹線道路沿いに商業系用途地域が配置され、その背後に住居系用途地域が配置されているが、本資料の用途地域の考え方の中で、住居専用地域と商業地域等が原則、相互に接しないこととはどのようなことか。
- ・各市町の都市計画の状況を踏まえたうえで、土地利用計画を弾力的に運用していかないと難しいのではないか。
- ・用途純化の方針には賛成である。ただ、歩いて暮らせる日常生活圏を考えた場合に、不便が生じないように個々の用途地域の面積を検討することが大切であると思われる。
- ・良好な居住環境の維持・創出に関して、準工業地域等で工場がある所にあとから住宅が立地した場合に、用途地域を変更して工場を排除できるかという問題もある。弾力的な対応をしてほしい。
- ・現在、商業に関しては中心市街地が衰退傾向にあり、工業に関しては工場が県外へ流出するなどの状況にある。愛知県が工業において中心市街地衰退のような状況にならないためにも、工業用地の確保のほかに従業員の住宅用地の確保が必要となるのではないか。今の工場は環境に配慮されたものであるので、たとえば工業専用地域の中に住宅用地を確保するという考え方もあるのではないか。
- ・市街化区域・市街化調整区域への編入の条件等についてうかがいたい。

- ・まだ土地利用計画の技術的な基準については明確ではなく、各市町の状況も踏まえ、その適用については考えていきたい。いずれにしても都市計画区域マスタープラン及び土地利用計画についてすべてを網羅することは難しいが、それらの方向性については明らかにしていきたい。